

云、就之案之、既自謂日出處天子、不可言大唐之所名歟云々、又答推古天皇十六年九月聘唐帝、其辭曰、東天皇敬白於西皇帝云々、是亦○亦原脫、據一本補、可謂日本之濫觴也、

問、號日本濫觴、見大唐何時書哉、

答、元慶說不詳、公望私記曰、大寶二年壬寅、當唐則天后長安二年、續日本紀云、此歲正四位上民部卿粟田朝臣真人爲遣唐持節使、唐曆云、此歲日本國遣其大臣朝臣真人貢方物、日本國者倭國之別名也、朝臣真人者、猶中國地官尙書也、頗讀經史、容止溫雅、朝廷異之、拜司膳員外郎云々、大唐稱日本之濫觴、見於此、又應神天皇御時、高麗上表云、日本國云々、然則稱○稱原脫、據一本補、日本之旨亦此時歟、

又師說云、日本之號、雖見晉惠之時、義理不明、

〔國號考〕日本ニハカム事ニハカム能ニハカム母ニハカム登ニハカムといふ

日本とは、もとより比能母登といふ號の有しを、書る文字にはあらず、異國へ示さむために、ことさらに建られたる號なり、公式令詔書式に、明神御宇大八洲天皇詔旨とあるをば、義解に、用於朝廷大事之辭也といひ、明神御宇日本天皇詔旨とあるをば、以大事宣於蕃國使之辭也、といへるをもて知べし、さて此號を建られたるは、いづれの御代ぞといふに、まづ古事記に此號見えず、又書紀皇極天皇の御卷までに、夜麻登といふに、日本とか、れたるは、後に此紀を撰ばれし時に、改められたる物にして、そのかみの文字にはあらざるを、孝德天皇即位、大化元年秋七月丁卯朔丙子、高麗百濟新羅並遣使進調云々、巨勢德大臣詔於高麗使曰、明神御宇日本天皇詔旨云々と見えたる、これぞ新に日本といふ號を建て、示したまへるは、はじめなりける、故さきくの詔のさまとは、異になむありける、また同二年二月甲午朔戊申、天皇幸宮東門、使蘇我右大臣詔曰、明神御宇日本倭根子天皇、詔於集侍卿等臣連國造伴造及諸百姓云々、これは異國人に示す詔にはあらざれども、此號を建られて、始めたる詔なるが故に、かく宣て皇朝の人どもにも、新號を示したまへるな